

処 分 に 係 る 公 示

本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第15条第4項に基づき、平成23年8月22日付けにて下記のとおり処分を行ったので、同規則第17条第2項の規定により公示する。

記

1. 所属会員名 セントラル商事株式会社
2. 役職名 室長
3. 処分の内容 外務員の職務の停止 2か月間
4. 処分の理由

顧客から本人以外の名義による取引を受託したことは、自主規制規則「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」第7条第2号に該当する行為と認められるため

平成23年8月22日

日本商品先物取引協会